

令和7年度厚木市自治基本条例推進委員会第2回会議 議事録

日時 令和7年10月23日（木）午後6時～7時30分
場所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室

- 1 日 時 令和7年10月23日（木）午後6時から7時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員9人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
 - (2) 令和6年度市民参加手続の実施結果について
 - (3) 令和7年度市民参加手続の報告について
- 6 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 資料1 令和6年度市民参加手続き実施状況一覧表
 - (3) 資料2 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (4) 資料3 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
 - (5) 事前送付 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針
 - (6) 事前送付 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）
〔対象年度：令和6年度〕（案）

- 7 会議の内容
 - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
【事務局】
事前配布資料に基づき運用状況の点検方法について説明。

～意見無し～

- 【委員長】**
特に意見等無ければ、実際に運用状況の点検に入りたいと思うがよろしいでしょうか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第15条の運用状況について説明。

【委員】

No.1の市民協働事業提案制度について、各事業の主催はどこになるのか。

【事務局】

主催は各事業の提案団体になります。市は各団体と協定を結び、事業に関する課等が協力をしています。

【委員】

No.1の市民協働事業提案制度について、本制度は最長3年までと聞いている。地域課題や社会課題の解決を目的としているようであるが、その場合、3年間で区切つてしまつてよいのか疑問がある。その点について課題としての認識はあるか。

【事務局】

確かに3年間で課題が解決されるものは多くないと認識しています。4年目以降の対応については、各事業の状況に応じて、市が継続して対応すべきと判断した場合には、所管課で補助金制度を創設するなど、別の形で対応をさせていただいています。

【委員】

明文化されたものはないが、各所管課で考えていることであるが、この制度が発足してかなりの年数が経過していると思う。4年目以降の取り扱いについて、委員会からの意見として明文化してもよいのではないか。

【職務代理】

本委員会は、自治基本条例の条文に基づいて運用されているかを点検するものであるため、少し事業に寄りすぎた意見のように感じる。

もし、委員会として意見を付すのであれば、条例の点検となるよう、第15条第3項に「成果重視の視点」とあるため、市民協働事業提案制度について、きちんと効果検証し成果を明示すべきというような意見がよろしいのではないか。

【委員】

第15条第2項に「厚木市の資源」とあるが、何を資源として指しているのかイメ

ージがわからない。具体的な内容にしてはどうか。

また No. 3 市有財産の有効活用について、一般競争入札で2つの物件を売却したとあるが、落札者については公開されているのか。

【事務局】

条文については条例の見直しの際、改めて皆さまに議論していただきたいと考えていますが、「厚木市の資源」という表記については、資源は時代と共に移り変わるものであるため、このような表記の方がよいと考えます。

また、一般競争入札については、原則入札結果が公開となるため、公開されていると認識しています。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、点検結果については「妥当」とし、先ほどあった「成果重視の視点」の部分について意見を付すということでおろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第16条の運用状況について説明。

【委員】

別紙1にこども・若者みらい計画とあるが、自治基本条例では子どもと表記されている。その他の計画や条例等も含めて表記の整合性についてどのように考えているか。

【事務局】

こどもの表記については、「子供」、「子ども」、「こども」と時代と共に変化してきています。自治基本条例の制定時は「子ども」が使われていたため、現在の表記になっていると思われます。今後自治基本条例だけでなく、各計画や条例の見直し時期に併せて表記については検討されるものと認識しています。

【委員】

別紙1に3つの個別計画があげられているが、今後4つ、5つと増えていく可能性はあるか。

【事務局】

別紙1につきましては、令和6年度に策定または改定された計画があげられています。個別計画自体は全体で35あります。

【委員】

第16条第2項について、「議会の議決を得なければならない」とあるが、なぜ総合計画の基本構想だけ議決について明文化されているのか。

【事務局】

昔の地方自治法では、総合計画の基本構想について、議会の議決を得ることが定められていましたが、現在では、その規定が廃止され各自治体の判断に委ねられることとなっています。

自治基本条例を制定する際、総合計画は市の中で最も重要な計画と位置付けられているものであるため、その基本構想については、根拠となる法令は地方自治法から自治基本条例に変わるが、行政のチェック機関でもあり、市民の代表でもある議会の議決を得るべきであろうとの判断がなされたものと思われます。

【委員】

別紙1にある3つの個別計画について、どれも重要な計画だと思うがいろいろな建物が経年劣化を迎えており、国土強靭化は本当に大切だと思う。

【委員】

私は自殺の計画も大切だと思う。年々自殺者が増えていると聞いている。こういったことの対応策を立てていくことは非常に良いことだと思う。

【職務代理】

第16条第3項に「総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努める」とあるが、体系化されたものはあるか。

【事務局】

体系化といえるほどのものではないかもしれないが、総合計画を策定した際の巻末に基本政策に対して存在する個別計画を記載するとともに、現時点での個別計画について、ホームページに公開しています。

【職務代理】

ホームページにしっかりと公開しているのであれば、ぜひ実績として報告していただきたい。

【事務局】

No.7のR6年度実績の欄に追記させていただきます。

【委員長】

特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第17条の運用状況について説明。

【委員】

第1項にある「市民に分かりやすい組織」とあるが、最近市の部や課の名前が逆にわかりづらいと感じている。

【事務局】

確かに組織の基本は誰にでもわかりやすいものであるべきだと思います。総務部門でもわかりやすくなるように意識して名前は決めています。

【委員】

No.9 神奈川県警察職員の派遣受入れについて、犯罪発生件数と派遣職員について、推移と今後の展望について教えてほしい。

【事務局】

刑法犯の認知件数については、ピーク時に比べて80%以上の減少となっています。ここ数年、若干の増加傾向にあり、また、駅前の客引き等についても対応いただいているため、現在の2名体制については継続していきたいと考えています。

【委員】

上司から部下への評価は一般的であるが、部下から上司への評価をしている企業もあると聞いている。そういう取組はあるか。

【事務局】

全体での取り組みはないが。管理職への昇進のタイミングで部下からの評価を取り入れる取組は行っています。

【職務代理】

No.10 厚木市人材育成基本方針に基づく取組について、「能力及び適正をいかした人事配置」とあるが、近年自治体では、希望している部署に異動ができない、自分の能力が活かされていないと感じるといった方が多く、離職率の高さに繋がっているように感じる。

能力と適正についてAIによる分析等も行われるようになっているため、ぜひ厚木市には離職率が低い、なぜなら職員が能力や適性に応じて活躍しているからといえるよう取組んでいただきたい。

【事務局】

配属希望については、なるべく希望が叶うよう対応していると聞いています。

厚木市でも若い方の離職が目立つように感じています。採用時点ではなかなか見極めることは難しいと思いますが、入社後の各職場でのフォロー等をしっかりとしていく必要があると感じています。

【委員長】

その他特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

＜異議なし＞

【委員長】

それでは、時間となりましたので、本日の点検はここまでとする。

次の案件について、事務局から説明をお願いする。

(2) 令和6年度市民参加手続の実施結果について

【事務局】

資料1に基づき説明。

一覧表にある市民参加手続きを実施したものの中から、ヒアリングを実施する対象行為を委員会として選定いただきたい。

【職務代理】

No.5 第2期厚木市自殺対策計画の策定について一覧表を確認すると市民参加として必要な手続き数は充足しているが、審議会として厚木市健康食育推進協議会から意見を聴いているとのことだが、構成メンバー見ると自殺対策に明るいメンバーではないと思う。そのあたりについて所管課に確認したい。

【委員】

No.10 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定について、公文書については影響が多岐にわたると思う。実際に所管課にお話しをお聞きしたい。

【職務代理】

No.7 スポーツの聖地づくりに係る基本構想及び基本計画の策定について、昨今近隣市でもサッカーの話等、スポーツが話題になっていると感じる。厚木市がどういう姿勢なのかお聞きしたい。

【事務局】

ちょうど3つの対象行為について御意見をいただきました。

委員の皆さまがよろしければ、御意見の出た3つについて所管課を呼びたいと思
います。

【委員長】

その他特に意見等無ければ、No. 5、No. 7、No. 10について次回ヒアリングすること
としたいがよろしいか。

<異議なし>

【委員長】

では事務局には調整をお願いする。

(3) 令和7年度市民参加手続の報告について

【事務局】

資料2について説明。

令和7年度市民参加手続きを実施した対象行為です。市民参加手続き自体は実施
したものになるため、原則御報告とさせていただきますが、本日資料をお持ち帰り
いただいて、気になる点があれば次回御意見いただければと思います。

資料3について説明。

令和7年度市民参加手続きを省略したものとなります。こちらについては次回以
降の会議で説明させていただきます。本日お持ち帰りいただき、気になる点があれ
ば資料2と同様意見をいただければと思います。

【委員長】

皆さま資料をお持ち帰りいただき、気になる点があれば事務局に連絡していただ
ければと思う。本日の案件は以上とする。事務局に進行をお返しする。

(4) その他

【事務局】

その他委員の皆さまから御意見等ありますか。

【委員】

資料2について、実際の市民参加手続きの実施状況と異なることが以前あった。
事務局にはそのあたりをしっかりと確認してほしい。

【事務局】

確認させていただきます。

(5) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、本日の日程は終了します。
次回は 11 月 11 日の開催を予定していますが、日時が決まり次第通知させていただきます。それでは以上をもちまして、自治基本条例推進委員会を閉会します。